

(略)

東京都監査委員	山	加	朱	美
同	吉	倉	正	美
同	友	渕	宗	治
同	岩	田	喜	美枝
同	松	本	正	一郎

平成 28 年 6 月 30 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

また、当該住民は、監査委員の判断結果等に不服があるときは、法第 242 条の 2 に定める住民訴訟を提起できるものである。

本件請求において請求人は、中野消防団第 5 分団本部施設の新築工事請負契約（以下「本件契約」という。）の締結を違法・不当として、その差止めを求めているものと解される。

ところで、中野消防団第 5 分団本部施設の新築については、請求人は、平成 25 年 11 月 29 日付けで都監査委員に対して監査請求し、都監査委員は、平成 26 年 1 月 16 日付けで監査を実施しない旨の決定をしたところ、請求人は当該決定を不服として、同年 2 月に東京地方裁判所に対し住民訴訟を提起し、同訴訟は、本件契約の差止め等を求めて、要件審査日（平成 28 年 7 月 28 日）現在、同地裁に係属中である。

監査委員の判断結果を不服として住民訴訟が提起され、現に係属中の事案について、住民が改めて監査委員に監査を求めることは、法第 242 条の予定するものではないと解され、本件請求は、法第 242 条に定める住民監査請求たり得ないものである。